

## 殺意の情況証拠についての実証的研究

鈴木 享 子

### Case Studies in Circumstantial Evidence of Murderous Intent

Kyoko Suzuki

刑法における、主観的要素と客観的要素とのいずれを重視するかは課題は、犯罪論の本質にかかわる大きな問題であるが、現在実際上の問題として、刑法改正の作業に影響をおよぼすものは、かような犯罪の本質にかかわる問題ではなくして、責任主義の徹底化による主観的要素の重視と、これに由来する主観的要素の立証困難を回避するための構成要件の客観化の主張とを、いかに調和させるかということである。

ここにおいて、主観的要素の情況証拠について実証的研究を試みた意図は、構成要件の客観化の主張が、結局は、斜問的な自白偏重の思想の変形にすぎず、ひいては、わが国の科学捜査の発展を妨げるものでしかない点に着眼して、主観的要素をどの程度の情況証拠によって認定できるか、という限界を求め、それによ

って、責任主義の徹底化の要請と犯罪概念の客観化の要請とを調和させ、そこから、個人の人権の保障と、科学捜査の高度の発展の道をひらこうと考えたからにほかならない。そして、主観的要素の立証に関しては、わが国なりの客観化しうる経験則をうち立てるべきだと考えるから、英米流の情況証拠のみによる犯罪事実の認定ということ、今ここで目標にしているわけではない。

本研究は、このような観点に立って、主観的要素の代表的なものである殺意についての情況証拠を、昭和34年から昭和36年末までの東京地裁の判決から集収したものである。その具体的内容、分類等は、綜合法学6巻8号、ならびに、明治大学短期大学紀要8号に発表した。